

# 八王子市生涯学習スポーツ施設 ネーミングライツ・スポンサー募集要項

八王子市では、生涯学習スポーツ施設における命名権者（以下「ネーミングライツ・スポンサー」という。）を以下のとおり募集します。

## 1. 募集目的

本市は、生涯学習スポーツ施設への命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与を通じて、市の自主財源を確保し、生涯学習スポーツ事業の振興に寄与するとともに、知名度や集客力を向上させるため、ネーミングライツ・スポンサーを募集します。

## 2. 募集概要

### (1) ネーミングライツの付与の範囲

ア 施設の名称に、法人名、商品名等を冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。公の施設であるため、市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい名称（愛称）としてください。

イ 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

ウ 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称の変更はできません。

また、必要に応じて新名称（愛称）と条例上の名称を併記させていただくことがあります。

### (2) 募集対象施設、命名権料及び愛称使用期間

#### ア 対象施設

- ① 富士森公園野球場
- ② 上柚木公園野球場

#### イ 命名権料

- ① 富士森公園野球場は、年額 500 万円以上とします。
- ② 上柚木公園野球場は、年額 200 万円以上とします

（金額については、相談に応じます。消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

#### ウ 使用期間

- ①、②ともに 5 年間程度

※使用期間及びその延長については、相談に応じます。

（期間満了後の延長の申し出がある場合は、期間中に違反、欠格事項等が無いと認められる場合優先候補者として指定し、一定の期間の延長を可能とします）

### (3) 施設の概要

#### ① 富士森公園野球場 (2021年5月までダイワハウススタジアム八王子)

|       |  |
|-------|--|
| 所在地   | 八王子市台町2丁目2番                              |
| 競技場面積 | 27,794 m <sup>2</sup><br>両翼 98m、センター122m |
| 施設構造  | 鉄筋コンクリート造                                |
| 収容数   | 最大 11,289 人 (外野 8,163 人 / 内野 3,126 人)    |
| 施設内容  | LED 付磁気反転式スコアボード<br>(スピードガン・フラッグポール付)    |
|       | ナイター施設 6 基 (照度 300~1,000 ルクス)            |

#### ② 上柚木公園野球場

|      |  |
|------|--|
| 所在地  | 八王子市上柚木二丁目 51 番地の 1                      |
| 施設面積 | 18,300 m <sup>2</sup><br>両翼 98m、センター122m |
| 施設構造 | 鉄筋コンクリート造                                |
| 収容数  | 最大 3,000 人 (外野 1,400 人 / 内野 1,600 人)     |
| 施設内容 | 自動反転式スコアボード                              |
|      | ナイター施設なし                                 |

※ 看板の表示等やホールのパンフレット等に名称を印刷する場合は、協定書を締結し準備が整い次第、新名称 (愛称) を使用することができます。

### (4) スポンサーメリット (主な特典)

#### ① 施設広報物・看板等の表記

パンフレット、ホームページ等の施設広報物や、館内外の看板・案内表示等に新名称 (愛称) や、ネーミングライツ・スポンサーが提案するロゴタイプやシンボルマークを表記することができます。

※表記可能な看板、案内表示等については、市と協議のうえ、決定することとします。

#### ② 施設使用優先予約権

利用条件・日程等については市と協議・調整のうえ決定することとします。

(5) 命名権料以外の費用負担区分

命名権料以外の費用負担区分については、下表のとおりとします。

| 区 分                  | 市 | ネーミングライツ・<br>スポンサー |
|----------------------|---|--------------------|
| 敷地・建物における看板・サイン表示    |   | ○                  |
| 道路標識等のサイン表示          | ※ | ※                  |
| 期間終了後または契約解除時の原状回復   |   | ○                  |
| 市が作成する印刷物やホームページ等の表示 | ○ |                    |

※状況に応じて必要な場合は、双方協議の上決定します。

(6) その他

命名権に関して御意見、御提案がある場合は、応募時に「ネーミングライツ申込書【様式3】」の「提案その他」欄もしくは別紙にてお申し出ください。

なお、提案の内容によっては、希望に添えない場合もあります。

3. 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の各号に該当する者は除きます。

(1) 法令に違反している者

(2) 市税を滞納している者

(3) 市から指名停止を受けている期間中の者

(4) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業を行う者

- (8) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業又は第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
- (9) 特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項各号に掲げる訪問販売、同条第 2 項に規定する通信販売又は同条第 3 項に規定する電話勧誘販売を業として営む者。ただし、主として通信販売を業として営む者で、同法第 30 条に規定する法人の会員であるものを除く。
- (10) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者
- (11) 法律に定めのない医業類似行為を行う者
- (12) 八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱第 3 条で規制される業種及び事業者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしくないと市が認める者

※参考 1：八王子市の印刷物等に掲載する広告の取扱いに関する要綱 第 3 条

- 第 3 条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
- (1) 市の印刷物等の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの
  - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
  - (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

※参考 2：八王子市運動施設広告掲載要綱 第 3 条

- 第 3 条 八王子市都市公園条例施行規則第 5 条の 2 第 6 項に定めるものの他、広告スペースに表示または掲出しようとするものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告スペースの使用を認めないものとする。
- (1) 第三者を誹謗中傷するもの又は排斥するもの
  - (2) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
  - (3) 第三者の財産権、著作権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
  - (4) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
  - (5) 社会問題についての主義、主張、その他意見表明に関するもの
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規定する風俗営業に関するもの

- (7) 貸金業に関するもの  
 (8) その他広告スペースに表示又は掲出するものとして適当でないといふと八王子市運動施設広告選定委員会が認めるもの

#### 4. 応募手続き

##### (1) 募集スケジュール (予定)

|      | 時 期                  | 内 容       |
|------|----------------------|-----------|
| 令和3年 | 2月10日(水)～22日(月)      | 募集書類の配布   |
|      | 2月23日(火)～28日(日)の間を予定 | 現地見学会     |
|      | 3月1日(月)～3月3日(水)      | 質問の受付     |
|      | 3月5日(金)頃             | 質問の回答     |
|      | 3月9日(火)～15日(月)       | 応募書類の受付期間 |
|      | 4月中旬                 | 審査結果通知    |
|      | 4月中旬～5月上旬            | 協定締結      |
|      | 5月中旬～下旬              | 看板等工事     |

##### (2) 募集書類の配布

募集書類については、以下の日程で配布します。なお、八王子市ホームページからのダウンロードも可能です。

###### ア 配布日時

令和3年2月10日(水)～2月22日(月)

午前9時～午後5時

###### イ 配布場所

2. 募集概要 (2) 募集対象施設 ア対象施設 ①富士森公園陸上競技場、②上柚木公園野球場、③上柚木公園陸上競技場すべて

八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課(富士森体育館内)

《八王子市ホームページ》

URL: <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisetsu/104/p005423.html>

##### (3) 現地見学会

希望者を対象に、以下のとおり現地見学会を開催いたします。

###### ア 開催日

令和3年2月23日(火)～2月28日(日)の間

※日時は希望の状況により、期間内の9:00～16:00の間の約1時間を予定しています。

- ① 富士森公園野球場入口
- ② 上柚木公園陸上競技場事務所前

#### イ 参加方法

令和3年2月22日(月)午後4時までに「現地見学会参加申込書【様式1】」をスポーツ施設管理課にメールまたはFAXにて提出してください。

※申込書の提出が1件もない場合は開催しませんので、ご注意ください。

開催日時は希望により確定次第連絡いたします。

#### (4) 質問受付

応募に関する質問がある方は、「質問書【様式2】」により、下記の期間にスポーツ振興課にメール又はFAXで提出してください。(メールアドレス、FAX番号は「10 問い合わせ先」と同じ)メールによる質問の際には、タイトルを「ネーミングライツ質問」とし、必ず、企業名、担当部署、担当者名、電話番号を記載してください。

ア 質問受付：令和3年3月1日(月)から3月3日(水)まで

イ 回答方法：3月5日(金)頃に電話、Eメールまたはファクシミリにて、全質問者に回答いたします。

#### (5) 提出方法

次の書類を、郵送もしくはスポーツ施設管理課(富士森体育館内)に持参してください。提出後必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。

ア 下記の③～⑦を一つのファイルに綴じたもの：1部

イ その他(①、②、⑧、⑨)を一つのファイルに綴じたもの：市の指定する部数

##### 【必要書類】

① ネーミングライツ申込書【様式3】 ※登記された印鑑を押印してください。

② 団体の概要書【様式4】

③ 応募資格についての確約書【様式5】

④ 印鑑証明書

⑤ 法人概要及び直近3か年の決算報告または収支が分かる資料

⑥ 登記事項証明書(商業登記簿謄本等)

⑦ 法人税、法人事業税、法人住民税の納税証明書(直近1年間)

⑧ 地域貢献や文化活動等に対する支援の実績

⑨ その他ご提案(①に書ききれない場合)

※ ⑧及び⑨については、サイズ、様式、枚数等の制限はありません。

※ その他法人概要がわかるパンフレット等がございましたら、添付してください。

#### (6) 応募期間

受付開始 令和3年3月9日(火)から

受付終了 令和3年3月15日(月)まで

(7) 応募先

2. 募集概要 (2) 募集対象施設 ア対象施設 ①富士森公園陸上競技場、  
②上柚木公園野球場

八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課(富士森体育館内)

〒193-0931 八王子市台町 2-3-7

電話番号：042-622-6720 Fax 番号：042-627-5935

電子メール：b320800@city.hachioji.tokyo.jp

(8) 留意事項

応募にあたって必要な経費は全額応募者の負担とします。

応募書類等は返却しません。また、八王子市情報公開条例に基づき開示することがあります。

5. ネーミングライツ・スポンサーの優先交渉権者の選定方法

市が設置する「八王子市生涯学習スポーツ施設ネーミングライツ・スポンサー選定委員会」において、応募書類を総合的に判断し、ネーミングライツ・スポンサーの優先交渉権者を決定します。

応募者が1者の場合も、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉権者とするかどうかを決定します。いずれの場合も、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを行う場合があります。

選定後は、速やかに全ての応募者に選定結果を通知するとともに、選定結果を公表します。

6. 協定の締結

市はネーミングライツ・スポンサーの優先交渉権者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

7. ネーミングライツ・スポンサーの公表、新名称(愛称)の普及

ネーミングライツ・スポンサー正式決定後、法人名、施設の新名称(愛称)、命名権料等について公表し、広く新名称(愛称)の普及を図ります。

8. 命名権料の用途

生涯学習スポーツ施設における生涯学習スポーツ事業の振興や施設の管理・運営に活用します。

9. 命名権の解除

市は、ネーミングライツ・スポンサーの事情や瑕疵により、当該生涯学習スポーツ施設の愛称の維持が困難な場合や、市長が命名権を行使することが妥当でないと判断した場合には、協定を解除することができるものとします。それに伴う原状回復に必

要な経費については、ネーミングライツ・スポンサーが負担することとします。

10. 問い合わせ先

2. 募集概要（2）募集対象施設 ア対象施設 ①富士森公園陸上競技場及び  
②上柚木公園野球場ともに

八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課（富士森体育館内）

電話番号：042-622-6720(直通) Fax 番号：042-627-5935

電子メール：b320800 @city.hachioji.tokyo.jp